

2025年6月1日

会員各位

PGMプロパティーズ株式会社
中峰ゴルフ倶楽部
支配人 前田 邦恭

名義変更料改定および会則一部変更のお知らせ

謹啓 盛夏の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は当クラブに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、2025年5月25日に開催された理事会において名義変更料の改定が承認され下記のとおり改定をさせていただくことになりました。

これに伴い会則が一部変更となりますので、本書をもってお知らせいたします。

名義変更料の改定内容、改定実施日およびこれに伴う会則一部変更の内容・効力発生日につきましては下記に記載しておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

会員の皆様に快適な倶楽部ライフを楽しんでいただけるゴルフ場を目指して参りますので、何卒ご理解賜り、今後共ご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

謹白

1. 名義変更料改定

1) 改定内容

名義変更料／一般の場合（消費税込）

会員種別：正会員

＜2025年9月30日受付分まで＞ 金275,000円

＜2025年10月1日受付分より＞ 金330,000円

※上記以外の名義変更料（相続、3親等以内親族間譲渡）及び同一法人内の登録者変更料は据置きといたします。

※受付とは会則別紙2の名義変更手続要項に定める必要書類を不備・不足がない状態でご提出いただき、当倶楽部が受付けたことを指します。なお、必要書類に不備・不足がある場合には受付できません。

2) 改定実施日

名義変更料の改定実施日：2025年10月1日

2. 名義変更料改定に伴う会則一部変更

名義変更料の改定に伴い、2025年10月1日を効力発生日として会則別紙2「名義変更手続要項」を上記改定内容のとおり一部変更させていただきます。

なお、会則変更の効力発生日（適用開始日）は2025年10月1日とし、会則本文は第29条の改定施行日以外変更ありません。

名義変更料改定に伴う会則一部変更箇所の詳細につきましては以下の書面を同封いたしますとともに、倶楽部ハウス内の掲示板への掲示およびホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

・ 会則別紙2 新旧対照表

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

〒959-2335

新潟県新発田市本田 130-4

中峰ゴルフ倶楽部

電話 0254-32-1200

※今回のお知らせは、2025年6月1日時点で、弊社に会員登録されている皆様にご案内させていただいております。

お知らせ受領時に会員権の譲渡や退会等されている場合はご容赦ください。